

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1702

3 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 22年分所得税の確定申告
申告期限…2月16日から3月16日まで
納期限…3月15日
- 2, 所得税確定損失申告書の提出
期限…3月15日
- 3, 20年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- 4, 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- 5, 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日
- 6, 18年分所得税の更正の請求
請求期限…3月15日
- 7, 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得
税)・法人住民税〉
申告期限…4月1日
- 8, 1月、4月、7月、10月決算法人の3月
ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・
地方消費税〉
申告期限…4月1日
- 9, 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費
税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉
申告期限…4月1日
- 10, 消費税の年税額が400万円超の4月、7
月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉
申告期限…4月1日

◎税務のニュース

厚労省／水増し問題／障害者採用達成期限、
延長へ … 2

◇中小企業経営者のための豆知識

中小企業の節税対策

3. 先のばし節税

- (1) 1年以内の費用の前払いによる節税対策…3
- (2) 必要な費用支出の前倒しによる節税対策…4
- (3) 売上計上基準の見直しによる節税対策…4

◇中小企業経営者のための豆知識

合同会社と株式会社

1. 株式会社と合同会社の相違点は「経営と出
資の関係」や「組織のあり方」 … 7
2. 株式会社とは … 7
3. 株式会社のメリット … 7

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

5 損金となる寄附金

- (1) 寄附金とは … 12
- (2) 特定寄附金とは … 12

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎預貯金の仮払い制度 … 14

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎事業税の仕訳

1. 事業税とは … 16
- (1) 事業税の定義・意味など … 16
2. 事業税の会計・簿記・経理上の取り扱い
- (1) 中間納付時 … 17

中小企業の節税対策

会社の経営が軌道にのり、ようやく利益が出るようになったところで経営者の最も大きな悩みのひとつとなるのが「税金」です。伸びる中小企業の経営者にとって「節税対策」というものは避けて通ることができない大きな問題となります。

節税対策とひとことに言っても「単に今年の決算だけ会社の税金が減ればそれでいい」というものではありません。

細かい税金の計算のことは税理士に相談するのが一番ですが、ある程度は経営者が自分で理解し、取捨選択していくことは、会社をさらに成長させるためにも必要です。

ここでは、伸びる中小企業の経営者が知っておきたい節税対策の考え方、そして節税方法についてお話しします

3. 先のばし節税

先のばし節税は、先にも書いたとおり今年の税金は減るけれども将来のどこかの時点で減らした税金の全部または一部を払うことになる方法です。

先のばしにしたことで、残った資金を活用して業績を伸ばすことができるなら有効な手段ということができます。

具体的な節税方法を見てみましょう。

(1) 1年以内の費用の前払いによる節税対策

支払日から1年以内の費用について、一括支払することでその年度の費用にすることができます。

節税効果としては、費用計上額×22%分の資金が1年間使えるということになります。

【1年以内の費用前払いの節税対策の要件】

① 契約に基づくものであること

月払い契約のものを一括で払っても、費用にできません。契約そのものが年払い、半年払い等である必要があります

② 支払日から、1年以内のものであること

決算日からではなく、支払日から1年以内のものである必要があります。

③ その経理方法を継続して行っていること

支払日に費用にするという経理方法を、継続することをいいます。

④ 金額に重要性が低いこと

事業規模に対して、金額が過大過ぎるものは対象外です。

⑤ 収益と直接対応させる費用でないこと

売上原価（仕入、外注費）のように、売上に対応するものは対象外です。

⑥ 継続的サービスであり、そのサービスが等量、等質であり、かつ時の経過に応じて費用化されるもの

具体的には、地代家賃、保険料、支払利息、リース料、レンタル料、会費、保証料、保守料、管理料のように月々の支払金額とサービス内容に変動がないものが対象です。

(2) 必要な費用支出の前倒しによる節税対策

近い将来必要な物品購入、修繕、広告宣伝、人材募集等を、決算期末までに前倒しで行うことで節税になります。

ただし、多量の物品購入（切手、印紙、事務用品等）をした場合、未使用分は費用にならないので注意が必要です。

節税効果としては、費用計上額×22%分で、その資金が1年間使えるということになります。

(3) 売上計上基準の見直しによる節税対策

売上計上基準を見直すことにより、税金支払いの先のばしをすることができます。

具体的には、現在の売上の計上日より、遅い日を採用することで、課税の先のばしをする方法です。

法人税法では、売上の計上基準は一つではありません。次の方法が認められています。

売上の計上基準

販売の場合（卸売、小売、製造販売等）	請負の場合（建築、サービス等）
・ 出荷日	・ 作業完了日
・ 検収日	・ 搬入日
・ 使用収益開始日	・ 検収完了日
・ 検針日	・ 使用収益開始日

使用収益開始日とは、相手方がそのものを使い始めた日ということです。

例えば、現在の売上計上日が「出荷日」であった場合、それを「使用収益開始日」に変更することで、課税の先のばしをすることができます。

ただし、一度採用した方法は継続して適用することが必要です。

(4) 生命保険の活用による節税対策

生命保険を使った節税策の代表例を2つご紹介します。

① 掛け捨て保険の加入

掛け捨て保険は、保険料の全額を費用にできます。したがって、保険料×22%の節税効果があります。

ということは、法人加入することで、個人加入するよりも22%安く保険を買えるということでもあります

また、社長が万が一の場合、会社を守ることもできます。

② 返戻金付き生命保険の加入

生命保険には、支払保険料を全額費用にでき、かつ一定期間経過後に支払った保険料の60%から70%程度の返戻金があるタイプのものがあります。

<節税額の例>

月額保険料5万円の保険に加入、20年後に保険料の60%が戻ってくると仮定します。

- ・20年間で支払う保険料総額 $5 \text{万円} \times 12 \text{月} \times 20 \text{年} = 1,200 \text{万円}$
 - ・20年後の返戻額 $5 \text{万円} \times 12 \text{月} \times 20 \text{年} \times 60\% = 432 \text{万円}$
 - ・退職金に充てた場合の法人税等の節税額
 $5 \text{万円} \times 12 \text{月} \times 20 \text{年} \times 22\% = 264 \text{万円}$
 - ・退職金に対する所得税等 ゼロ
- 支払った保険料総額 - 返戻額 - 節税額 = 504万円

結果として、その保険を本来の金額の半額以下で買ったのと同じ効果となります。

(5) 倒産防止共済（経営セーフティ共済）

上述の「小規模企業共済」と同じように、独立行政法人中小企業基盤整備機構という国策法人が運営しています。

倒産防止共済の内容

- ・取引先の倒産等により売掛金が回収不能になった場合や、手形が不渡りになった場合に掛金積立額の10倍まで無利息で借り入れができます。
- ・解約の場合、40か月以上の加入期間があれば100%戻ってきます。
- ・月額掛金の最高額は20万円です。1年分の一括支払いも可能です。

<支払時>

法人税等の計算上、掛金は全額費用となります。よって、法人税等が減ります。

<解約金受取時>

解約金には法人税等が課税されます。

あくまで、解約時まで課税を先のばしにするということになりますが、1年分の支払いが可能なので、決算直前に行う節税対策としては、最も簡単に行うことが可能です。

(5) 投資による先のばし

設備投資に関する節税対策です。いずれも、費用計上額×22%分の資金が1年間使えるということになります。

① 30万円未満の少額減価償却資産の取得

1台30万円未満の少額減価償却資産は全額費用計上が認められています。ただし、1年合計で300万円が限度となります。

② 機械等の取得

対象業種、対象資産、適用期限は前号の《2. 絶対的節税の具体的対策方法の(5)機械設備や人材への投資①》の税額控除と同じです。

通常の減価償却費とは別に、取得価額×30%の特別償却を行うことができます。

また、その機械等が「生産性向上設備」の場合は即時償却（100%償却）ができます。

③ 経営改善設備の取得

対象業種、対象資産、適用期限は前号の《2. 絶対的節税の具体的対策方法の(5)機械設備や人材への投資②》の税額控除と同じです。

通常の減価償却費とは別に、取得価額×50%（建物、構築物は25%）の特別償却を行うことができます。

④ 生産性向上設備の取得

対象業種、対象資産、適用期限は前号の《2. 絶対的節税の具体的対策方法の(5)機械設備や人材への投資③》の税額控除と同じです。

通常の減価償却費とは別に、取得価額×30%の特別償却を行うことができます。

⑤ その他の一般的な設備投資

減価償却費が費用となります。

節税効果としては、いずれも費用計上額×22%分で、その資金が1年間使えるということになります。

4. 経営者と税理士との密接な関係が節税対策を制す

以上、節税対策の考え方や具体的なテクニック方法を見てきました。

節税対策と一言にいても、単に今期の決算だけ税金が減ればいい、という単純なものではないことがおわかりいただけたと思います。

節税対策を正しく行うためには、経営者と顧問税理士との密接な関係が欠かせません。なぜなら、税理士は経営者の今後の経営戦略やライフスタイルなどを考慮した上で、最適な節税対策を提案する必要があるからです。

例えば、来年には大きな投資をしたいから融資を考えている場合には、節税対策をやりすぎて赤字決算にするわけにはいきません。

また、車を買いたい場合に、減価償却が来年までであるので今年買い換えるのはやめましょう、など税理士視点のアドバイスもあると思います。

単に、節税対策＝税金を減らす、だけではない様々な効果を考えた提案ができるかどうかは、税理士の腕の見せどころでもあります。

あなたは、顧問税理士と密接な関係を築けているのでしょうか。

もし築けていないとしたら、非常にもったいないことをしているかもしれません。ぜひ、この機会に、税理士との関係を良いものにしてください。

合同会社と株式会社

1. 株式会社と合同会社の相違点は「経営と出資の関係」や「組織のあり方」

現在の会社法には大きく分けて2種類の会社が定められています。

ひとつは「株式会社」で、もうひとつは「持分会社」です。その持分会社のひとつが「合同会社」です。ほかにも、持分会社には「合資会社」「合名会社」があります。「株式会社」と「合同会社」の違いは事業内容よりも、経営と出資の関係や組織のあり方がポイントです。

2. 株式会社とは

株式会社は、株式を発行して資金を集めて作られる『会社』の代表的な形態で、「経営と出資の関係」で言うと、経営者（社長や役員）と出資者（株主）が別々になっている仕組みです（中には、創業社長＝最大株主のように同一人物の場合もあります）。

したがって、上場会社の株の売買を考えていただくとわかりやすいですが、経営にまったくタッチせずに株だけを売買したり、配当を得ることもできます。また、株主が同意すれば外部から招いた人物を社長や役員に据えることもできます。

株式会社の最終的な決定権は株主総会にあり、議決権は株数に応じますので、株式を多く持っている株主により多くの権限があることとなります。

3. 株式会社のメリット

国税庁平成29年度分「会社標本調査」によると、日本の会社等（一般社団・財団法人などは除く）の9割以上が株式会社（旧有限会社を含む）です。

合同会社が増加しているとは言っても約6万社なのに対し、約270万社の株式会社が活動しています。

(1) 株式会社で対応できない事業はない

株式会社の参入が規制されている分野は別にして業種を問わず、また、個人事業を法人化しただけの会社から世界的大企業まであらゆる規模において、株式会社で対応できない事業はありません。

(2) 資金調達方法の選択肢が広い

合同会社との比較で、メリットとして特に挙げられるのは資金調達方法の選択肢が広いことです。

新株の発行、転換社債型新株予約権付社債（CB）など、株式を使ったさまざまな資金調達の方法があります。成長して条件を満たせば株式市場への上場も可能です。また、ベンチャーキャピタルなど、未上場の株式会社を投資対象とするファンドもあります。

(3) 出資者は全員が有限責任

株式会社への出資者は全員が有限責任です。有限責任とは、出資した金額の範囲で責任を負うことです。つまり、万が一会社が倒産したときなどに投資したお金は無くなってしまう可能性はありますが、それ以上の責任を負わないということです。有限責任であることによって投資のリスクは少なく、出資されやすいと言えます。

4. 株式会社のデメリット

(1) 設立時の費用は合同会社よりも多くかかる

登記に必要な登録免許税が15万円～かかります（合同会社は6万円～）。公証人による定款認証（5万円）も必要になります（合同会社は不要）。

(2) 会社の組織や運営に法令の規定が多い

株式会社の場合、株主総会の開催、株主総会の決議が必要となる事項、取締役の権限や取締役会の運営などについて、さまざまなルールが定められています。また、取締役の任期、決算公告義務などもありますので、定期的に登記や公告の費用も発生します。

(3) 利益の配分は株数に応じる決まり

利益は、「1株あたり〇円」など株数に応じて配分します。このため、例えば数人で起業して「出資は少ないが技術やノウハウなどで会社に不可欠なメンバーにも利益を配分したい」といった場合などは、悩ましい問題が生じるかもしれません。

(4) 株式会社に向いている場合

とりわけ、資金調達をテコにして会社を早く成長させることを考えるなら株式会社が向いていると言えるでしょう。株式会社の参入が規制されている分野を除き、株式会社に向かない事業は特にありません。

5. 合同会社とは

合同会社は2006年に新たに作られた法人の形態で、合資会社、合名会社とならぶ持分会社の一種です。

上記の「経営と出資の関係」でいうと、合同会社は出資者と経営者が分離していない形の法人であるため、経営者は必ず出資者でなくてはなりません。ただし、「出資するだけの出資者」と「出資も経営もする出資者」を分けることはできます。

商号（会社名）は、名前の前か後ろに「〇〇合同会社」、「合同会社〇〇」と入れる必要があります。

最低資本金の額は、合同会社も株式会社も同じく1円以上で違いはありません。ただ、資本金の額は少なすぎても多すぎてもよくありません。資本金の額があまりに少額だと、銀行口座開設の審査に通らざることがあります。

同会社の代表者は「代表社員」になります。名刺の表記には規定はありませんので、「社長」や「CEO」で表記することも可能です。

ただし、合同会社の代表者の名刺には「代表取締役」とは入れられませんのでご注意ください。

6. 合同会社のメリット

(1) 設立にかかる費用が株式会社より少ない

設立時に必要な登録免許税が最低6万円～と、株式会社の5万円～に比べて少額です。また、公証人による定款認証（5万円）も不要です。定款に貼付する印紙（4万円）も電子定款なら不要ですので、非常に少額で設立が可能と言えます。

(2) 会社の維持にかかる手間と費用が少なく、意思決定が早い

合同会社には決算の公告義務がありません。また、出資者＝経営者ですので、株主総会的なものを開催せずとも速やかに重要な意思決定ができる仕組みです。

(3) 出資者は全員が有限責任

株式会社と同様に、出資者は全員が有限責任となる点が他の持分会社（合資会社、合名会社）と比較した場合の合同会社の特徴です。無限責任の場合、負債総額の全額を支払う必要があるため、有限責任であることのメリットが大きいです。

(4) 出資金額にかかわらず対等な議決権を持つ

出資者は出資額にかかわらず対等の議決権を持ちます（定款で変更することもできます）。そのため、対等に事業に進めたい場合にはメリットとなります。

(5) 出資金額にかかわらず利益の配分をすることができる

株式会社と異なり、出資者の出資金額と関係なく利益を配分することができます。そのため、例えば、「出資金額にかかわらず均等割」「(出資金額が少なくても) 利益に貢献した製品開発に貢献した人に加重して配分」など会社の事情に応じて考えることができます。

(6) 組織運営の自由度が高い

合同会社の場合、会社の事情に合わせて定款で組織のあり方を定めることができます（「定款自治」などと言われます）。

例えば、「出資だけする出資者」と「出資と経営両方する出資者（業務執行社員）を分けることや、代表社員を定めるか否かなども会社の考え次第です。

(7) 節税のメリット

合同会社は法人なので、株式会社と同じく経費として認められる範囲が個人事業主よりも広がります。

例えば、自宅を事務所に行っている場合、個人事業主は仕事場に使用している範囲でしか家賃を経費として認められませんが、合同会社（法人）の場合には自宅兼事務所の家賃は全額経費として認められます。

7. 合同会社のデメリット

(1) 資金調達の選択肢が少ない

合同会社にはそもそも株式がありませんので、株式の仕組みを使った資金調達はできません。また、ベンチャーキャピタルのように株式上場や値上がりの利益を狙うファンドの投資対象にもなりませんので、資金の調達方法の選択肢はやや限られます。

(2) 出資者の人間関係や合意形成に努力が必要

デメリットと言うべきかは微妙ですが、利益の配分を自由に決められる、ということは逆に言うと誰かが満足できない配分になるリスクもはらんでいます。

また、原則として出資金額にかかわらず対等な議決権がありますので、出資者の人間関係が崩壊したり、対立が収拾できなくなると経営が困難になるリスクがありますので、良好な人間関係や丁寧な合意形成の努力が求められます。

場合によっては、議決権や利益の配分について定款に定めることも検討が必要です。

(3) 認知度はまだ低い

上記の通り、合同会社は2006年に創設された制度ですので、まだ10年と少しの歴史しかなく、増加しているとはいえ、全国で約6万社程度です。

合同会社は比較的新しい会社の形であるため、信用度を低く見られてしまうことも多々あります。対会社の場合は少し厳しめにみられがちですので、企業によっては合同会社とは取引をしないケースも考えられます。

また、人材を募集した際に合同会社では人材が集まりにくいというリスクも想定されます。

年々、合同会社の数は増えているので認知度も上がっていくと考えられますが、現時点での認知度は低めと考えておきましょう。

8. 株式会社・合同会社を選択するポイント

そもそも事業内容によって「合同会社でないとできない」、「株式会社でないとできない」というものはありません。また、法人税等、消費税等、社会保険等についても、どちらかが有利ということはありません。

(1) 株式会社が向く場合

会社を大きくして「いずれは株式上場」まで含めて考えるなら、選択肢は株式会社一択です。株式を発行しない合同会社が株式を上場することはできません。

ベンチャーキャピタルなどの資金調達を想定する場合も、株式会社にする必要があります。そのほか、研究開発費などに多くの資金が必要になると予想される場合も、資金調達の選択肢が多い株式会社が適当でしょう。

(2) 合同会社が向く場合

許認可や入札などの関係でとりあえず法人格が必要な場合や、個人事業主

が節税を狙って法人化する場合などは、少ない費用で設立でき、維持費も少なく済む合同会社の手軽です。

「自らは技術やノウハウ」や「友人は資金」など、それぞれの得意分野を持ち寄って起業するような場合にも、出資額にかかわらず利益を配分できる合同会社の特徴が生かれます。また、出資額にかかわらずフラットなメンバーシップを持ちたいと考える場合などにも合同会社の仕組みは有力な選択肢です。例えば、地域おこしの事業のために地域住民や地元企業の出資で法人を設立する場合などが考えられます。

設備投資などに大きな資金を必要としない事業や、技術者、デザイナー、コンサルタントなど無形の技術やノウハウなどが核となる事業、会社名よりもブランドや屋号でお客様に評価されやすい事業、例えばBtoCの事業（小売店、飲食、理美容など）も、資金調達や法人格の知名度があまりデメリットにならない分野＝合同会社に向いているケースと考えられます。

9. 株式会社・合同会社設立までの具体的手順

作成する書類や一部の手続きを除いて、「株式会社」も「合同会社」もおおまかな流れは同じです。

(1) 基本事項の決定

会社名、本店所在地、事業の目的、資本金額など、法人設立に必要な事項を決めます。

(2) 定款作成

定款は株式会社、合同会社で必要事項が一部異なりますので、確認しながら決定した事項を定款として作成します。

(3) 定款認証（株式会社のみ、合同会社は不要）

株式会社の場合は作成した定款を公証人に認証してもらいます。

(4) 資本金の払い込み

まだ法人が設立できていませんので、この段階では、発起人（合同会社の場合は出資者となる人いずれか）の個人口座に出資者が資本金を振込みます。

(5) 登記書類作成

法務局に提出する書類を作成します。登記申請書、登記すべき事項、定款、印鑑届書などのほか、必要書類を作成します（必要書類は、株式会社と合同会社で一部異なります）。

(6) 登記申請

法務局に(5)で作成した登記書類を提出します。なお、このとき登録免許税額分の収入印紙が必要になります。登記申請書を法務局に提出した日付が会社設立日になりますが、登記手続きの完了までは数日かかります。

(7) 登記後の各種行政などへの手続き

登記手続き完了後、税務署、都道府県税事務所、市町村役場、社会保険関係（年金事務所、労働基準監督署）などに必要な手続きを行います。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

5 損金となる寄付金

(1) 寄付金とは

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ・個人が特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から差し引かれます。
- ・個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち、政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は個人が支出した認定NPO法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金については、①寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか、②寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

(2) 特定寄附金とは

- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ② 指定寄附金

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

- ③ 特定公益増進法人に対する寄附金

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

- ④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

- ⑤ 認定NPO法人等（こめ）に対する寄附金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど（認定NPO法人等）に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

⑥ 政治活動に関する寄附金

個人が支出した一定の要件に該当する団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの

⑦ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など

例えば、時価100百万円、簿価1百万円の土地を、子会社にタダであげた場合には、

(借 方)		(貸 方)	
寄 付 金	100百万円	現 金	1百万円
		売 却 益	99百万円

と寄付金を計上しなければなりません。

また、同じ例で、子会社に40百万円で安く売った場合でも、

(借 方)		(貸 方)	
現 金	40百万円	現 金	1百万円
寄 付 金	100百万円	売 却 益	99百万円

と寄付金を計上しなければなりません。

神社や日本赤十字社にお金を寄付することばかりが、寄付金となるものではありません。

このように、寄付金となるものの範囲はかなり広がっています。

しかし、その寄付が事業を行ううえで必要なものは、寄付金とはなりません。例えば、盆・暮に、得意先などに贈り物をするのは、その事業を行ううえで必要とされるものですから、それは交際費となり、寄付金とはなりません。

寄付金となるかならないかのポイントは、

事業に直接かかわらない支出

かどうかです。

すなわち、寄付金というのは、

相手から直接何らお返しのない支出

ということになります。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

預貯金の仮払い制度

事例

遺産分割協議が成立する前であっても金融機関からの預貯金引出しを可能とする「預貯金の仮払い制度」が創設されたそうですが、どのような制度なのでしょう。

◇アドバイス◇

相続発生後に生じていた相続人の資金不足を解消するために、相続法を改正して遺産分割協議が終わる前でも、金融機関から預貯金を引き出せる2つの「仮払い制度」が改正されました

◆◇解

説◇◆

相続手続きにおいては原則、遺産分割協議が終了するまでは、預貯金を含む相続財産は相続人全員の共有財産となります。つまり、遺産分割の前に預貯金の払戻や名義変更ができませんでした。そのため、葬儀費用や相続人の生活費の支払、被相続人の借入金返済等が難しくなり、相続人が一時的に立て替える、または新たに借入れる等の問題が生じました。

このような状況を受け、相続発生後に生じていた相続人の資金不足を解消するために、相続法を改正して遺産分割協議が終わる前でも、金融機関から預貯金を引き出せる2つの「仮払い制度」が改正・創設されました。

(1) 家庭裁判所で手続きする方法

家庭裁判所に遺産分割の審判又は調停を申し立てたうえで、預貯金の仮払いを申し立てると、家庭裁判所の判断により他の共同相続人の利益を害さない範囲内で仮払いが認められる方法です。

(2) 直接、金融機関の窓口で手続きする方法

各相続人が単独で、金融機関へ下記の(ア)の金額を払戻し請求ができる方法

です。ただし、(イ)の金額を上限とします。

(ア) 相続開始時の預貯金の額×1/3×仮払いを求める相続人の法定相続分

(イ) 法務省令で定められる金額（100～150万円の見込）

「(1)の家庭裁判所で手続きする方法」だと、家庭裁判所の手続きを要するため、コストや時間がかかってしまうデメリットがあります。しかし、必要な金額について簡単な証明ができれば、申し立て額の範囲内で仮払いを認めてくれる可能性があります。そのため、借入金の返済や相続人の生活費など、「(2)直接、金融機関の窓口で手続きする方法」の上限金額以上の金額が必要な場合に適していると考えられます。

なお、平成30年7月の改正で、家庭裁判所の許可を得るための条件が緩和されました。改正法で定められた、仮払いの要件は、次のとおりです。

改正法では、「相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要がある」場合には、原則として、預貯金の仮払いを認めることにしています。

これにより、新ルールでは、債務の返済や生活費などのために預貯金を使う必要があると認められる場合には仮払いが認められる可能性があります。

したがって、今よりも、預貯金の仮払いを受けるための許可を得られやすくなると期待されています。

「(2)の直接、金融機関の窓口で手続きする方法」は、直接、金融機関の窓口で手続きできるため、「(1)家庭裁判所で手続きする方法」と比べて簡便かつ短期間で払戻しができる方法です。

しかし、各金融機関で100～150万円（見込）の上限が設けられる予定のため、多額の費用には適しません。そこで、比較的少額かつ緊急性が高いもの（葬式費用など）を支払うときに活用できます。

なお、どちらの方法でも、仮払いされた預貯金は、その相続人が遺産分割（一部分割）により取得したものとみなされます。そのため、後日、遺産分割のときに実際の相続財産から控除されることとなります。

確かに、相続法改正により相続人の資金調達がしやすくなりました。

しかし、「(1)家庭裁判所で手続きする方法」では、相続人1人が金融機関からの借入返済のためと偽り、口座残高の全てを払い戻してしまう可能性があります。その場合に、他の相続人に対するの救済方法をどうするのが課題となります。

また、比較的、時間がかからない「(2)直接、金融機関の窓口で手続きする方法」でも、法定相続人（数）を証明するために、相続人等の戸籍謄本を取得する必要があると予想されます。

そうすると、戸籍謄本を取得するのに、最低限の時間が必要です。そして、葬式費用が必要な場合、通夜やご葬儀の準備で忙しく、わざわざ金融機関で手続きをする時間がないのが現状ですから、場合によっては、この方法を活用するのは難しいかもしれません。

中小企業経営者のための

仕 訳 の 実 例

◎事業税の仕訳

1. 事業税とは

(1) 事業税の定義・意味など

事業税とは、会社の行う事業と個人の行う一定の事業(注)という行為に対して課税される地方税(道府県税)をいう。

(注) 「個人の行う一定の事業」のことを法定業種という

(2) 事業税の分類・種類

- ・法人事業税……会社の行う事業に課税される事業税
- ・個人事業税……個人の行う一定の事業に課税される事業税

(3) 事業税の法的根拠・法律など

事業税は地方税法で規定されている。

(4) 個人事業税の課税対象事業・業種と税率

前述のとおり、個人事業税は、「個人の行う一定の事業」=法定業種だけに課税される。

- ・第1種事業には37業種があり、税率は5%である。
- ・第2種事業には3業種があり、税率は4%である。
- ・第3種事業には30業種があり、税率は5%の業種と3%の業種がある。

(5) 事業税の構成内容・内訳

事業税の課税所得計算は、法人税の規定に準拠することとされている。

(6) 事業税の税額の確定方式

◇個人事業税

個人事業税については賦課課税方式が採用されており、確定申告をした年の8月と11月の2回に分けて納税する。具体的には、納税通知書とともに納付書が都道府県から送られてくるので、それで納めることになる。

◇法人事業税

法人事業税については事業所税などと同じく、申告納税方式が採用されている。

2. 事業税の会計・簿記・経理上の取り扱い

使用する勘定科目・記帳の仕方等

事業税は損金に算入される税金であるが、新会計基準で法人税、住民税と同様の処理をすることが求められている。

(1) 中間納付時

法人税等（法人税・住民税（道府県民税と市町村民税）・事業税の一部）について、中間申告及び納付を行ったときは、その納付額を仮払法人税等勘定の借方に記帳して資産計上する（→仮払経理）。この会計処理は、法人税の確定申告書の別表五(二)でいうところの「仮払経理による納付」に相当する。ただし、法人税法上、事業税は損金算入が認められている租税公課なので、支払った年度の費用になる。そこで、中小企業では未払いの事業税は計上しないこともできる。

また、未払法人税等の残高があれば、これを取り崩して納付することもできる（→充当金取崩し）。

(2) 中間申告

◇期末（決算時）

決算で当期の法人税等（法人税・住民税（道府県民税と市町村民税）・事業税の一部）の税額が確定するので、確定した法人税等の額を法人税等勘定（費用又は利益処分）の借方に記帳する。

他方、法人税等の納付は確定申告時に行うので、決算時では未払いとなる。なお、この未払金は、法人税の確定申告書の別表五(二)でいうところの「期末現在未納税額」に相当する。したがって、確定申告時に納付すべき税額を未払法人税等勘定（負債）の貸方に記帳して負債計上する。

新会計基準では、法人税・住民税のみならず、原則として、事業税についても、未払法人税等に含めて計上する。ただし、中小企業では、事業所税や固定資産税、不動産取得税、都市計画税などの未納税額と同様、未払税金勘定で処理をしてもよい。

また、中間申告（納付）を行っている場合には、仮払法人税等勘定を取り崩し、中間納付額を差し引いた税額を未払法人税等勘定で処理する。

法人税法上、未払法人税等は納税充当金と呼ばれている。

◇確定申告時

決算時に計上した法人税等は、法人税等の確定申告をする（確定申告書と決算書類等を税務署に提出する）ときに納付する（つまり、申告と同時に納付する）。法人税等を納付したときは、未払法人税等勘定の借方に記帳して減少させる。この処理は、法人税の確定申告書の別表五(二)でいうところの「充当金取崩しによる納付」に相当する。

これに対して、法人税等は次のような場合には確定申告をした後日に還付される。

- ・確定申告で確定した法人税額が中間申告で納付した税額未満の場合
- ・欠損金の繰戻しによる還付の請求をした場合

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 当期分の中間事業税が期末まで未納のとき

例題 中間申告分（予定申告分）の事業税350万円を期末（3月31日）までに納付していない。

3/31	租税公課	3,500,000	未払金	3,500,000
------	------	-----------	-----	-----------

★ポイント★ 中間申告（予定申告）分の事業税を期末まで納付しなくても、租税債務として確定したものとみなして損金となる。

2 確定申告分の事業税を計上するとき

例題 3月31日決算日の当社は、事業税年額を950万円と確定し、予定納税額350万円との差額600万円を5月30日に現金で納付した。

3/31	租 税 公 課	6,000,000	未払事業税額	6,000,000
5/30	未払事業税額等	6,000,000	現 金	6,000,000

または

5/30	租 税 公 課	6,000,000	現 金	6,000,000
------	---------	-----------	-----	-----------

★ポイント★ 企業会計原則の立場からすると、収益費用対応原則により3月31日と5月30日の2組のセットの仕訳が正しい。しかし、税務上事業税は、事業年度の経過によって租税債務として成立するので、未払計上期ではなくその翌期の損金となる。したがって、上記仕訳の3番目の仕訳でよいことになる。

3 事業税の更正又は決定があったとき

例題 前期分についての法人税の税務調査があり、10月8日に法人税の増額更正を受け、事業税も50万円の増額となる。支払いは翌期にする予定である。

当期	租税公課	500,000	未払金	500,000
----	------	---------	-----	---------

★ポイント★ 法人税の更正又は決定に伴う事業税の増加分は、法人税の更正又は決定のあった日の属する事業年度の損金となる。

4 事業税について延滞金を納付したとき

例題 3月31日決算日の当社は、5月末日に申告納付事業税額の4分の

3に当たる450万円を現金で納付した。残額については徴収猶予の申請書を提出し、徴収猶予期限の8月末日に納付の予定だったが、さらに遅れて11月末日に本税150万円と延滞金8万300円（徴収猶予期間対応分4万300円）を現金で納付した。

5/31	租税公課	4,500,000	現金	4,500,000
11/30	租税公課	1,580,300	現金	1,580,300

★ポイント★ 事業税の延滞金のうち徴収猶予期間対応分40,300円は損金となるが、差引差額40,000円は損金とならないので、申告時に別表四で加算することとなる。

3. 事業税の税務・税法・税制上の取り扱い

必要経費算入（所得税法上）・損金算入（法人税法上）

(1) 必要経費算入・損金算入の可否

事業税は、その全額を必要経費算入（所得税法上）・損金算入（法人税法上）できる。

(2) 必要経費算入時期・損金算入時期

◇必要経費算入時期

税務上、個人事業税などの賦課税方式による租税の必要経費算入時期は、原則として、賦課決定のあった日（＝納税通知書を受け取ったとき）の属する事業年度とされている。

ただし、納期の開始の日の属する事業年度または実際に納付した日の属する事業年度において必要経費に算入することも認められている。

つまり、固定資産税の必要経費算入時期は次のいずれかの事業年度になる。

- ・賦課決定のあった日（＝納税通知書を受け取ったとき）の属する事業年度
- ・納期の開始の日の属する事業年度
- ・実際に納付した日の属する事業年度

◇損金算入時期

税務上、法人事業税や事業所税などの申告納税方式による租税については、納税申告書を提出した事業年度に損金算入するのが原則とされている。

ただし、事業税については事業所税とは異なり、特例により、申告等がされていない場合であっても、申告等の直前の事業年度の損金の額に算入することができるものとされている。

4. 消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇不課税取引

事業税は不課税取引として消費税の課税対象外である。